

事務連絡
平成30年12月27日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について

本年12月16日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発・火災事故が発生したことに関して、事故の原因については調査が進められておりますが、スプレー缶の処理に係る行為が原因となり事故が発生した可能性があるところです。

廃エアゾール製品の処理については、これまでも、平成9年12月16日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について」（別紙）にてエアゾール製品処理対策協議会においてとりまとめた「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」の周知依頼及び適正処理確保の徹底を図っているところですが、廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止に万全を期すため、貴連合会におかれましても、別紙の内容について貴連合会正会員である各都道府県協会を通じて、会員企業の皆さまへ周知いただくとともに、爆発事故防止対策を含めた廃エアゾール製品の適正処理確保に御協力いただきたくお願いします。また、周知等に当たっては、近年はエアゾール製品にガス抜きキャップ等が装着されているものもあり、この点も考慮の上で行われるようお願いいたします。